

自由と人権 通信

liberty&human rights NEWS

NO.20 (2022.7.22)

編集・発行：「自由と人権」榎本 (090-1884-5757)

ホームページ <http://www.bbm-a.jp/~eno-takanosu1737/jiyu/index.htm>

目次

- ① 「絶望的前衛」 P1
- ② 「絶望的前衛」が結ぶもの P2
- ③ 8.7「証言集会」チラシ P3
- ④ 安倍元首相の国葬に反対する P4～6
- ⑤ まちの話題 P6～7
- ⑥ イベント案内・裁判案内 P7～8
- ⑦ マイナンバーカード（新聞切り抜き） P8

絶望的前衛

作詞・作曲：岡林信康

僕は前なんか向いて
生きたくない
僕は後ろを向いてしか
生きられない
振り向かないで泣くのをやめて
笑うことなんかしたくない
過ぎ去ったことと向かいあって
めめめめしたいんだ

それが僕にとって
生きることなんだ
それは僕の後ろに
未来を生み落としたいため

それが僕にとって
生きることなんだ
それは僕の後ろに
未来を生み落としたいため



「自由と人権」は公民館利用登録団体です。基本的人権や市民的自由について考え、行動しています。関心のある方は上記までご連絡ください。

ご自由にお持ちください

「絶望的前衛」が結ぶもの

この歌に初めて出会ったのは40年以上前、当時はなにをテーマにし、どんなメッセージを込めたものが皆目わからなかった。今でも、よくわかっているとは言い難い。

当時はCDプレーヤーなどなく、レコード盤の時代だった。少し以前には街頭で反戦フォーク集会なども頻繁に開かれていた。岡林信康は、そんな時代のヒーローだった。その頃購入した「狂い咲き」というLP盤3枚組のレコードジャケットは、自分にとって決して安いものではなかった。そこにこの曲は入っていたが、共感も覚える内容でもなかったため、繰り返し聴くことはあまりなかった。

そしてつい先日、知り合いの黒井秋夫さんが開設・管理している「PTSDの復員日本兵と暮らした家族が語り合う会」のホームページで偶然再会した。

「野崎忠郎 作品集」と題名があったので、てっきり手書きの絵か何かがアップされていると思い、興味本位でのぞいてみた。そこには野崎さんの少・青年期における、氏の父親との葛藤が赤裸々に描かれた自伝や小作品（フィクション）がアップされている。作品の題名は、「人さらいーわがカミングアウトー」というものあり、冒頭に「絶望的前衛」が置かれているのである。「絶望的前衛」が、野崎さんの何に関わってくるのかという興味もあって、その作品と、野崎さんの自伝すべてを終わりまで迎えてしまった。

読み終えて、どっと疲れが出たことは事実だ。しかし、野崎さんがフィクションや自伝を通して訴えようとしている内容と、「絶望的前衛」の歌詞の内容が（作詞者の意図を超えて？）、ピタリと一致するのを感じた。詳しい内容は直接読んでいただくのが一番だが、時間のない方は「昭和のへの挽歌」だけでも詠まれると良い。

（黒井さんHP：<https://www.ptsd-nihonhei.com/>）

小説「人さらい」では、父親ばかりでなく、その配偶者、更には主人公自身までもが苛まれていく過程が、フィクションならではの突き放した表現で描かれており、読む者にはむしろリアルに伝わってくる。

「昭和のへの挽歌」では父親の自裁から30年以上たって、初めて自己の葛藤の意味に気づくという、衝撃的な証言もある。

野崎さんは「業」や「原罪」という言葉で自らの葛藤を受け止めている。父親の死から30年以上にも渡って葛藤を負い続けていた野崎さん、あくまでも家庭内の問題として、人に相談できることなく、内部で発酵し続け、本人や家族を蝕み続ける。晩年になってその意味に気づき、体験を文字化することによって、葛藤を乗り越えようとしたのではないか。黒井さんとの出会いの意味も、そこにある。

晩年になったとは言え、野崎さんはその意味に気づき、体験を対象化することができた。しかし、亡くなるまで苦悶し続けるPTSD日本兵の家族や遺児たちの例は少なくないだろう。そんな家族や遺児たちを抱き上げ、集い、語り合う場が、黒井さんの「PTSDの日本兵と家族の交流館」である。

そして8月7日（日）、「PTSDの日本兵と家族の思いと願い・証言集会」が、武蔵村山市民会館小ホールで開かれる。日本で初めてのテーマのもとに開かれる集会である。関心のある方にはぜひご参加いただきたい。（次ページ参照）



PTSDの日本兵の 家族の思いと願い・証言集会

日時 8月7日（日）13時～16時（開場12時15分）

会場 武蔵村山市民会館（小ホール）

資料代 500円（集会当日徴収）



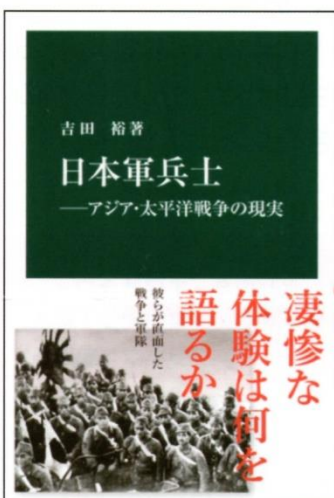
メール作成QRコード

※ 予約なしの当日参加はできません。メール（qqkc6av9@ceres.ocn.ne.jp）もしくは電話（080・1121・3888：黒井携帯）で事前予約をお願いします。

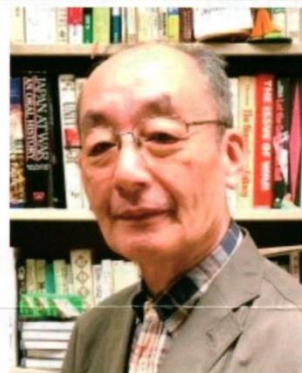
第1部 「PTSD家族の証言」

アジア太平洋戦争から帰還した日本兵830万人の2割から5割（200～400万人）がPTSDを発症した可能性が指摘されています。敗戦から77年、日本社会に隠された「PTSD（※）の復員日本兵」の家族4人が史上初めて声を上げます。

第2部 記念講演「兵士の心と身体からみたアジア・太平洋戦争」



兵士の視点からとらえなおしたアジア・太平洋戦争について、吉田裕さんが講演します。



吉田 裕：一橋大学名誉教授、東京大空襲・戦災資料センター館長、同時代史学会代表。
「日本軍兵士アジア太平洋戦争の現実」著者

※PTSD（Post Traumatic Stress Disorder：心的外傷後ストレス障害）は、生死に関わるような体験をし、強い衝撃を受けた後で生じる精神疾患。ベトナム戦争に派遣された米兵280万人の2割から5割がPTSDを発症したと言われています。「自衛官と家族の心をまもる」より（2021年9月・あけび書房）。

第3部 記者会見・交流会（希望者のみ）

主催:思いと願い・証言集会実行委員会

武蔵村山市・武蔵村山市教育委員会後援イベント

事前予約 黒井秋夫 080・1121・3888

安倍元首相の国葬に反対する —誰が「民主主義への挑戦」をしたか—

7月8日、奈良市内で参議院選候補者の応援演説中だった安倍晋三元首相が銃撃により死亡した。

これを「民主主義への挑戦で、断じて許すことはできない」とする見解が、岸田首相をはじめ各方面から上がっている。内容の是非はともかく、呪文のように唱えられるその言葉に、違和感は拭えない。

そもそも安倍氏自身が民主的だったのかと言えば、決してそんなことはない。憲法 53 条に基づく臨時国会開催の要求に応じなかったこと、三権分立を侵す黒川東京高検検事長の定年延長問題、違憲と言われた秘密保護法・安保法制（戦争法）・共謀罪法を強行採決で通したことなど、反民主的であることは明らかであり、平和憲法に背く政策に徹していたことは疑いない。加えて森友学園疑惑、加計学園疑惑、桜を見る会疑惑など、政権の私物化は目に余り、公文書改ざん問題に至っては、自裁に至った人もいるのだ。それは反道徳的ともいえる所業だ（教育基本法を改悪し、道徳の教科化を図った人物が、反道徳的であったのは皮肉だ）。

「民主的でなかったから殺されても仕方ない」などと言う気は毛頭ない。しかし、最高権力者である総理大臣という立場の人物が、反民主主義的な行いをするのはそれだけ重大なことであり、ある意味、山上容疑者の強行とどこが違うのかと考えざるを得ない。まして、これに対して「民主主義への挑戦」と口をそろえて唱えることには、大きな違和感を覚えるのである。

このことで、森友学園問題・加計学園問題・桜を見る会問題などについての追求があいまいになってしまっているのではないかという恐れがある。

人々のそんな危惧を見透かすかのようにして、14日の岸田首相による「国葬」発言である。15日になって「秋にも」と公表するなど、確定的となっている。これに対し、反対を表明しているのは、共産・れいわ・民社ぐらいのもので、公明はコメントなし、国民は理解、立憲は静観、維新は反対ではない（??）など、おおむね賛成の立場とみなしてよい（7月16日時点）。これは憲法改正問題への「本音」とほぼ重なる。

維新の反応については措くとして、公明党が危機感を覚えないのが不思議だ。政教分離に違背する可能性が濃厚な国葬である。それとも長きにわたる二人三脚で、体の一部が癒着してしまい、感覚がマヒしているのだろうか。

国葬ともなれば、公的な場面での弔意が強制される恐れもある。憲法第 20 条の信教の自由や、第 21 条が定める表現の自由に抵触することになる。また、莫大な公費が支出されることになろう。仮に「国民葬」と言われる内閣と政権与党等との合同葬になったところで、莫大な公金が投じられることに変わらない。しかし、現政権は閣議決定だけでこれを行おうとしている。安倍政権の非民主的な流れを汲む岸田政権であってみれば、むべなるかなと言えなくもないが、本来ならば国会で論議し、決定すべき事案である。

投入される億単位の巨費も問題である。低迷しきった経済状況や、新型コロナの感染再々拡大に対処

しなければならない時に、葬儀に巨額の公費をつぎ込むことが適当とは思われない。人々は今、ウクライナ戦争や新型コロナ感染で経済的に疲弊し、追い詰められている。その予算を生活困窮者や、立ちいかなくなった零細企業に投入すれば、どれだけの人々が救われるか。加えて、膨れ上がった軍事費を医療、教育、社会保障に回せば、死ななくていい命が助かる。公金の使い道を根本的に考え直さねばならない。

国葬に限らず、儀式、イベントには必ず政治的な思惑がまとわりつく。この場合は、先述したような疑惑の糊塗と神格化だ。加えて現政権の自派閥温存、維持強化の打算もある。すなわち、安倍支持派の協力を取り付け、政権運営をスムーズに進めたいという下心である。

政治家の邪な企みのために、人々の生活が、権利が、命が侵されるようなことがあってはならない。

公費負担の面からも、権利侵害の恐れからも、そもそも国葬には反対である。

仮に国葬を認めたとしても、安倍晋三元首相においては、全くふさわしくない。反民主主義的で反平和主義的であった人物の国葬を認めることは不道徳である。

国民がこぞってその死を悼むなどと言うことは幻想だ。それは権力者も分かっているはずだ。これまでそうであったように、政権やその取り巻き連中だけがはしゃいでいるに過ぎない。その狙いは、国民意識の再統合であり、それをステップにした憲法改悪の企みである。そのために巨額の公費を投入し、人権を侵す恐れさえある国葬は、二重の意味で人民の生活と権利を抑圧する。

安倍晋三氏の国葬は、そのような意図をもっていると言われようとしている。憲法改悪は、すでに国葬企画段階から始まっていると言わねばならず、強い危機意識をもって、国葬に断固反対する。

地方議会に「国葬反対の陳情書」を出そう！

安倍元首相の国葬の報が入った途端、ツイッターでは「#国葬反対」「#安倍晋三の国葬に反対します」がトレンドワードに上がっているという（「Yahoo! ニュース」7.15）。これもネットだが、Change.org で署名が始まっている。その数はすでに 4 万人を超えた（7.19 時点）。

自分もちろんネット署名をし、ツイートも否定はしない。しかし、ネット上の「行為」は匿名でもできるし、いかにも安易だ。むしろ、それで「やった気」になり、自足してしまいがちになることの方を恐れる。

一人一人の個人が知恵を絞り、行動してこそ、本当の力になる。「まちの話題」でも触れたことだが、面倒なこと、「顔をさらす」ことを回避しては、本当の社会参加にはならない。



そこで提案なのだが、一人一人が住む地方自治体の議会に「国葬反対の陳情書」を出してはどうだろうか。グループでもいいし、たった一人でもいい、陳情・請願は誰にでもできる民主的な制度であり、権利である。自分の言葉で、自分の意思を表明し、そのために行動することこそが民主主義の基本であ

る。

もちろん陳情・請願が採択されるに越したことはないが、たとえ否定的な結果が目に見えていても、そのことを気にしては一步踏み出すことなど出来はしない。大事なのは自分の頭と体を使って意思表示することと、議会での論議に持ち込むことだ。

民主主義を破壊し、「民主主義に挑戦する」者は、歪んだ想念をいただく権力者であって、一発の銃弾でもなければ、本来の意味の政治家でもない。更に言えば、権力者の横暴に唯々諾々と付き従ってしまう私たち市民の存在もある。

時間と手間（時によっては、によってはカネも）を惜しんでいて、民主主義は守れないし、共感も得られない。陳情・請願の提出の有無はともかく、民主主義の生死は、私たち一人一人の「行動」にかかっていると言ってもいいかもしれない。



まちの話題

旧聞に属することだが、3月2日、ロシアによるウクライナへの軍事侵攻に対し、東大和市長が抗議文をプーチンロシア大統領と駐日ロシア大使館に送ったと連絡があった。2月末から3月初めにかけて、各地方自治体や議会では、首長や市議会がロシア大統領に抗議文を送付することが流行りのようになっていたころではあったが、我が東大和市にとっては予想外の出来事であり、市の姿勢を少し見直した面はある。

ロシアの軍事侵攻に対し抗議文を送付する、そのこと自体は評価できるものだが、長い時間軸で見た場合にどうかということになると、手放しでは喜べない。2001年のアフガニスタン戦争、2003年のイラク戦争、イスラム国を標的とした2014年のイラク介入、同年のシリア介入、同じく2015年のリビア介入等、アメリカ等の軍事介入があった。全てが現市長在任中のものではないが、その時々でどのように対応したかが、反戦意識の真実性が試される。抗議文送付という、風潮ともなった大きな波に乗るのは、ある意味たやすい。それが本物であるか否かは、全ての戦争に反対してこそ明らかになる。継続して注目する必要がある。

別件だが、東大和市内のあるグループで実施された小さな、しかし注目すべき動きがあった事を紹介しておきたい。

東大和市には憲法9条を守り、憲法の改正に反対する団体として「東大和市九条の会」がある。九条の会は、「〇〇九条の会」といった市内の地区ごとの小さなグループの連合体であり、市内にはそのようなグループが7つあると言われている。その中のある一つのグループ内での出来事である。

ロシアによるウクライナ軍事侵攻を契機として、5月15日、フィンランドとスウェーデンが中立国という立場を変更し、NATOに加盟申請する方針と伝えられた。

そのグループでは、ひとりのメンバーから、駐日フィンランド大使館と駐日スウェーデン大使館に対し、NATO加盟申請の撤回を求める文書を郵送してはどうかという意見が出た。それを受け、メンバーが全員で協議し、発送に踏み切ったというものである。その両文書が会のニュースに載っている。文書

では、中立の持つ平和への意義を述べた後、駐日大使から本国に対し、NATO 加盟申請の中止を求める趣旨の申し入れをしてほしいと記してある。



内容的には真っ当なことが書かれており、何ら異議を唱えるようなものではない。むしろ（安倍元首相が口にしたそれではなく、本来の）「積極的平和主義」という言葉にも近い。しかし感心したのはそのことではない。

これを初めて読んだとき、全国組織の九条の会からひな形のようなものが送られてきて、それを忠実に実行したものではないかと思った。ところが後日、そうではないことが分かった。そのグループの一員に聞いたことだが、初めに述べた通り、メンバーの一人から出た意見が発端で、その意見を受け止めたグループが、具体的な行動に移したということなのである。

大使館に手紙を出すとなれば、中立国の位置づけや、NATO 加盟を決意するに至った経緯、当事国の与野党の勢力分布やそれぞれの見解なから、果ては大使館の住所、大使の名前なども詳しく調べる必要が出てくる。市役所がロシア大使館に抗議文を送るのとはわけが違い、時間と労力がある。それらを一



つつ乗り越えて、初めて要請文送付ということになる。それを小さなグループであえて行ったということが尊い。考えることだけなら、誰にでもできる。しかし一歩踏み出す事との間には、大きな隔りがある。その意味で貴重であり、価値があるのだ。

ただ一点だけ、頭を離れないことがある。私だったらそのような要請文を出すだろうか、あるいはそのグループの一員だったとするならば、どのように対応するだろうかということである。自分がそのような行為の実行主体になることを、是とするかどうかということである。率直に言えば、消極的にならざるを得ない。

私たちが属する日本という国は、日米安保条約という軍事同盟をアメリカと結び、将来的にも解消する姿勢を見せていない。時たま地位協定の改定が話題になるぐらいで、安保条約そのものの是非については、政治的な課題には、なかなか得ない。望むと望まざるとにかかわらず、そのような現実の中に我々はいる。つまり、それによって守られているか、危険にさらされているかは別として、客観的には日米軍度同盟の枠内にあるということだ。私たち市民も、そのような選択をしている日本という国を構成している一部だということである。

そのような私たちが、これまで中立政策を保ってきた他国に対して、軍事同盟加入申請を撤回するよう申し入れることには、躊躇せざるを得ないということだ。私自身にとってそれは、「傲慢」ということになる。だからと言ってこれは、そのグループがとった行為への批判ではない。繰り返しになるが、あくまでも主体的選択の問題である。

日本政府、
君が代の強制で、
国連機関に **また** 叱られる！
～それでもまだ歌わせますか？～

イベント案内

「日の丸君が代」ILO/ユネスコ勧告実施市民会議 再勧告実現！7.24 集会にご参加を！

日時：2022 年 7 月 24 日（日曜日） 13 時 40 分 16 時 40 分（開場 13 時 20 分）

会場：日比谷図書文化館（B1F）日比谷コンベンションホール／資料代：500 円

主催：「日の丸・君が代」ILO/ユネスコ勧告実施市民会議

★陳情不上程告発裁判 控訴審 第1回口頭弁論

東京高等裁判所 808号法廷(8階) ※地下鉄丸ノ内線「霞が関」

2022年9月14日(水) 午後2時 ※傍聴希望者は、午後1時45分までに8階待合室

★チラシ配置拒否裁判 第4回口頭弁論

東京地方裁判所立川支部 403号法廷(4階)

2022年7月28日(木) 午後1時30分 ※傍聴希望者は、午後1時15分までに4階待合室

印刷

(第三種郵便物認可)

第8827号

健康情報や口座の紐付け狙う

30日からマイナポイント事業第2弾開始

2万円のポイント餌に

カード取得六年 利便性は二の次

岸田政府が三〇日、マイナンバーカードの取得と利用を促進するため「マイナポイント事業第二弾」を開始する。いまだにカード取得者が五割にも達していないため、「カードを取得し健康保険証の機能と公的給付金の受け取り口座を登録すると二万円分のポイントがもらえる」「ポイントはキャッシュレス決済で使える」と餌玉をちらつかせ、取得率アップにつなげようとしている。だがマイナンバーカード取得が本場に便利で国民の生活に有益なのかはよく見極めることが欠かせなくなっている。

地方交付税の算定にも影響

「マイナポイント事業第二弾開始」を前にして、テレレ等でもマイナンバーカード取得を促す「マイナポイント」が頻りに目につくようになった。しかしマイナンバーカード取得の普及は遅々として進んでいない。ICチップ付マイナンバーカード取得の受付は二〇一六年一月から始まり、すでに六年以上経過したにもかかわらず交付枚数は五五九万七二六枚(六月一日時点)で取得率は四四・七%にとどまる。全国民の五五・三%がまだ

だが「マイナポイント事業第二弾」の中身をよく見るとマイナンバーカードを取得するだけではポイントを得ることはできない。個人情報の紐付け度合いによってポイント付与額が増えていく仕組みである。

この「マイナポイント事業第二弾」は三段階ある。総務省の「お知らせ」によると

マイナポイント事業第二弾を
宣伝するデジタル庁のチラシ

【施策1】(受付中)
▼マイナンバーカードの取得及び二万円までのチャージ又はお買い物「最大五〇〇〇円分」
【施策2】(六月三〇日から)
▼マイナンバーカードの健康保険証としての利用申し込み七五〇〇円分と二五%分(五〇〇〇円)

【施策3】(六月三〇日から)
▼公金受取口座の登録七五〇〇円分と明記している。
マイナンバーカードには、氏名、住所、生年月日、性別、顔写真、個人番号(マイナンバー)等を記載している。行政がカード取得を推進する一つの狙いはこうした情報を顔写真と連結することだ。そのため「運転免許がなくても身分証明書にできる」と宣伝している。だがそれだけではポイントを得られない。キャッシュレス決済業者を選んで登録し、そのキャッシュレス決済業者を使って二万円分チャージするか二万円分買入物をするか二五%分(五〇〇〇円)のポイントを得る。

円)のポイントを「還元」する仕組みだ。キャッシュレス決済に使うのはスマホが基本であり、「施策1」は顔写真付きマイナンバーカードとスマホの個人情報を連結させれば五〇〇〇円分付与する内容といえる。
【施策2】はこのマイナンバーカードと個人の病歴や健康情報を紐付けすれば七五〇〇円分のポイントを付与し、「施策3」で預金口座とも紐付けすればさらに七五〇〇円分のポイントを付与する。結局は一時的な二万円分のポイント付与をエサにして、マイナンバーと顔写真、健康情報、預金口座との紐付けを一生認めさせる内容にほかならない。ちなみにマイナンバーカード取得率は約四割だが、マイナンバーカードを取得し健康保険証と紐付けた人は九二・六万五六六四人(六月一日現在)で僅か七%にとどまっている。
加えて金子総務相は一九日、来年度の地方交付税の算定について、マイナンバーカード普及率が高い自治体に手厚く配分する方針を表明している。「カード利用者が多くなればデジタル対応の

経費がかかる」と主張している。こうしたなか愛媛県(六月三〇日から県独自でマイナンバーカード利用者に最大四〇〇〇

【長州新聞(2022.6.29)】